

子育てグリーン住宅支援事業事務局 殿

新築分譲住宅の条件付き交付申請に係る宣誓書

グリーン住宅支援事業者として登録を受けた者(以下「住宅支援事業者」という。)は、子育てグリーン住宅支援事業(以下「本事業」という。)に係る補助金(以下「本補助金」という。)において、所定の期限までに新築分譲住宅(以下「本住宅」という。)を販売し、購入者(以下「共同事業者」という。)と共に完了報告の提出を行うことを前提に、条件付き交付申請(条件付き交付申請の予約を含む。以下「本交付申請」という。)を行います。

本交付申請を行うにあたり、以下に定めるすべての事項について、確認し、同意することを宣誓します。

第1条(本交付申請の条件)

本住宅について本交付申請の提出を行う住宅支援事業者は、住宅の規模により定める完了報告の期限(以下「完了報告期限」という。)までに共同事業者と「子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約【新築用】・別紙②(以下「共同事業実施規約」という。))」を締結し、共同事業者の本住宅への入居から1ヶ月以内又は完了報告期限のいずれか早い日までに、完了報告と併せて提出し、本補助金の要件を満たすことの確認を受けること。

第2条(本交付申請における住宅支援事業者の遵守事項)

本交付申請を提出する住宅支援事業者は、共同事業実施規約の規定のうち、交付申請時に住宅支援事業者が遵守すべき事項について予めその内容を確認し、遵守すること。

第3条(本交付申請の交付)

国及び子育てグリーン住宅支援事務局(以下「本事務局」といい、国と総称して「事務局等」という。)は、住宅支援事業者の提出する本交付申請について本補助金の交付決定(以下「本交付決定」という。)を行った後、以下のi又はiiのいずれか早い日(以下「補助金支払日」という。)に、住宅支援事業者が指定した口座に振込むことで本補助金を交付することを予定しており、住宅支援事業者は、その旨を確認すること。

- (i) 住宅支援事業者の完了報告が適正に提出されたことを確認した後、事務局等が指定する支払日
(ii) (i)に該当しない場合)令和7年度末であって、事務局等が指定する支払日

第4条(本交付決定の取り消し)

住宅支援事業者は、本交付申請について、交付決定を受けた後であっても、本交付申請が共同事業実施規約第5条に規定する各号に該当する場合、又は、補助金の受領期日又は令和8年3月31日までに事務局等の責によらない事由により、住宅支援事業者が本補助金を交付することができない場合は、本事務局が本交付決定を取り消し、本補助金を不交付とすることを確認する。また、本事務局が本交付決定を取り消し、本補助金を不交付とする場合であって、既に補助金が交付済みである場合には、住宅支援事業者は、本補助金の交付規程の定めに従い、本補助金を返還しなければならない。

第5条(留意事項)

住宅支援事業者は、本交付申請にあたり、以下①～④について、全て了解します。

- ① 事務局等が設定する上限戸数を超えない範囲で、本交付申請を提出すること。
② 本住宅は、住宅支援事業者が共同事業者(本住宅が長期優良住宅又はZEH水準住宅である場合にあっては、若者夫婦世帯又は子育て世帯に限る。以下本号において同じ。)に販売する新築分譲住宅であって、完成(本事業においては建築確認申請における「検査済証」の発出日とする。)から1年が経過する日までに共同事業者への販売がされ、完了報告期限までに、本住宅を購入した共同事業者による本住宅への入居が完了することが見込まれること。
③ 本補助金の交付決定を受けた本住宅が、本補助金のホームページ上において「子育てグリーン【分譲】住宅」として公表されることを確認し、一般消費者から本住宅についての問い合わせがあった場合には適切に当該問い合わせに応じること。
④ 本交付申請により交付決定を受けた場合であっても、完成から1年が経過する日までに本住宅が購入されなかった場合、又は完了報告期限までに、本住宅を購入した共同事業者による本住宅への入居が完了しない場合、速やかに事務局等に連絡を行い、本交付申請の取り下げ手続きを行わなければならない。

令和7年5月制定

住宅支援事業者は、以下の情報すべてを記入し、記名押印のうえ、1部を保管し、その写しを事務局に提出するものとする。

(記入・☑漏れがある場合、受理されません。)

補助対象となる新築分譲住宅(本住宅)の情報

完了報告期限	☐ 令和 8年7月31日【戸建住宅】 ☒ 令和 9年4月30日【共同住宅(階数*110以下)】 ☐ 令和10年2月29日【共同住宅(階数*111以上)】			
住宅の所在地 ※「建物名」「部屋番号」はない場合記入不要(戸建住宅等)	〒105-xxxx 東京都港区△△町 1-1-1			
	建物名	子育てグリーンマンション	部屋番号	1001号
住宅の省エネ性能	☐ GX志向型住宅 ☐ 長期優良住宅 ☒ ZEH水準住宅			

*1：階数とは建築物の地下を含めた階数のことです。(例：地下1階、地上9階の建物の階数は10)

住宅支援事業者*2

署名日	令和 7 年 ● 月 ▲ 日
住所	〒100-9999 東京都千代田区霞が関1丁目-2025番-1号
事業者名	株式会社子育てグリーン住宅
代表者氏名	子育て グリーン



*2：本宣誓書に記名する住宅支援事業者の代表者は、必ずしも住宅支援事業者の代表取締役である必要はありません。

*3：法人の場合は社印又は代表者印、個人事業主の場合は実印を押印してください。